



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん事務所通信No.31

〒333-0831 埼玉県川口市石神 239-30
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509
e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp
URL <http://www.sr-kirin.jp/>



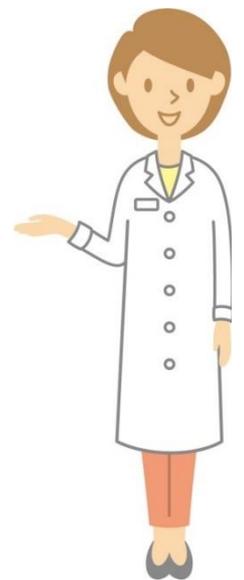
きりん 人事労務
管理事務所

トピックス 平成30年度の社会保険料総チェック

社会保険料は毎年見直しされています。給与に直接影響しますので、「うっかり前年度の数字で計算していた(>_<)」という事のないように、しっかりチェックしていきましょう。

〇内は本人負担+会社負担の総料率 [/1,000]

			新 保険料	旧 保険料
雇用保険	一般の事業	→	3 (9)	3 (9)
	建設の事業	→	4 (12)	4 (12)
厚生年金	一律	→	91.5(183)	91.5(183)
協会けんぽ 健康保険	埼玉県	↓	49.25(98.5)	49.35(98.7)
	東京都	↓	49.5(99.0)	49.55(99.1)
	神奈川県	→	49.65(99.3)	49.65(99.3)
	広島県	↓	50.0(100)	50.2(100.4)
	沖縄県	↓	49.65(99.3)	49.75(99.5)
協会けんぽ 介護保険	一律	↓	7.85(15.7)	8.25(16.5)



ここから下は全額会社負担

協会けんぽ 子ども子育て 見込み	一律	↑	(2.9)	(2.3)
労災保険	その他の各種事業	→	(3)	(3)
	建築事業	↓	(9.5)	(11)
	既設建築物設備業	↓	(12)	(15)
	その他の建設業	↓	(15)	(17)
	貨物取扱事業	→	(9)	(9)
	機械器具製造業	↓	(5)	(5.5)

一般の事業の社会保険料総額は、312.1 (31.21%) そのうち本人の控除は151.6/1,000 (15.16%)
会社負担分は、その差額の160.5 (16.05%) となります。 ※注 埼玉県

雇用保険料は4月から、健康保険料(介護保険料)は3月分(4月納付分)から変更となります。

雇用保険料は、支給した賃金総額に対して計算します。支給する賃金に対してその都度控除するので分かり易いですね。社会保険料の控除について質問されることが多いですが、社会保険料は原則翌月控除です。

3月分の社会保険料は4月末日に納付します。納付の直前の給与から控除する、と考えると分かり易いと思います。

資格取得の月・・・保険料がかかります(翌月納付)

資格喪失の月・・・保険料はかかりません

資格喪失日は、退職日の翌日になる点に注意して下さい。

末日に退職される場合のみ、退職月分の社会保険料がかかります。

トピックス 健康保険の被扶養者の収入

妻が保険の被扶養者になると、夫の社会保険料だけで、妻は健康保険料・国民年金ともに払わずに済みます。夫の保険料は、被扶養者がいてもいなくても同額ですね。それなら、妻はみんな扶養に入った方がお得ですが、扶養に入るには当然ながら収入の制限があります。その上限は130万円。

平成29年度、被扶養者資格の調査を行い、その結果扶養から除かれた人・・・7.6万人

この扶養に入れる収入の上限は、少しでも超えたから即ダメ！というものではありません。常態として、年収130万円を超える見込みの働き方をしているかどうかで判断してください。

トピックス 源泉控除対象配偶者とは？

A 配偶者の給与収入103万円まで・・・配偶者控除（38万円）

B 配偶者の給与収入103万円～150万円まで・・・配偶者特別控除（38万円）

AもBも両方とも、「源泉控除対象配偶者」と言います

AもBも同じ38万円の控除ですが、103万円を超えると、配偶者特別控除です。

さらに！ 配偶者の年収に加えて、本人の年収要件が加わりました。

本人の年収が1120万円を超えると、AもBも控除額が26万円になります。

本人の年収が1170万円を超えると、AもBも控除額が13万円になります。

本人の年収が1220万円を超えると、AもBも控除の対象となりません。

※老人加算あり。

配偶者の年収が150万円を超えると、控除額が段階的に減額されていく点は同様です。

また、控除の対象となれる配偶者としての年収上限額が上がっても、配偶者自身の源泉税が非課税になる上限額が上がるわけではありません。

うーん。。。なんだか複雑になりましたね(^_^;)



トピックス きりんのHPから

- 続人手不足・・・有効求人倍率1.5倍/統計史上2番目の高水準。完全失業率2.8%/24年ぶりの低水準。
- 有給休暇100日?!・・・民法改正に伴い、もしも基準法の賃金等消滅時効も5年になった場合、有給休暇が5年間で100日溜まる可能性も。退職後に突然残業代未払い請求をされた場合も5年間分となります。この検討会は夏頃、結論の見込みです。
- 通勤災害も会社の安全配慮義務違反・・・徹夜勤務明けにバイクで帰宅途中の不幸の事故死。新入社員の両親は、「過労が原因の事故死」として勤務先に損害賠償を求め、裁判所は過労事故死として和解勧告。徹夜明けの社員に対して、仮眠室の設置や、深夜タクシーチケットを配布するなど、帰宅の安全配慮にも対策を講じる必要がありそうです。

お仕事 カレンダー 3月



- | | |
|------|--|
| 3/12 | <ul style="list-style-type: none">● 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業: 概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 3/15 | <ul style="list-style-type: none">● 所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告・納付期限 |
| 3/31 | <ul style="list-style-type: none">● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 個人事業者の消費税の確定申告● 2018年1月決算法人の確定申告と納税・2018年7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告 |

◆寝床につくときに、翌朝起きることを楽しみにしている人間は幸福である◆

「目的を持って生きる」「夢がある」事は色々といえることが多いと思います。夢や目標は人間が自ら作り出せるもので、ただです(^)ですが、とっても大きな価値を生み出すと思います。たとえ今がどんなに最高でもどん底でも、「さあ、次はもっとこうしよう」と考えていると、きっと明日が楽しみになるのかな。

今月の名言は、カール・ヒルティ スイスの法学者の言葉でした。